

# 国民保護に関する 避難実施要領のパターン

策定日	令和 5 年 2 月 1 0 日
改定日	令和 年 月 日
施行日	令和 年 月 日
版 数	総数 部

大分県日田市

# 目次

## 1 はじめに

## 2 避難実施要領パターンとは

- (1) 避難実施要領とは
- (2) 避難実施要領パターンとは
- (3) 避難実施要領に関する法的根拠

## 3 避難実施要領について

- (1) 避難の指示の伝達
- (2) 避難実施要領の策定の流れ
- (3) 避難実施要領に記載する項目
- (4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項
- (5) 避難実施要領の内容の伝達等
- (6) 避難形態
- (7) 避難実施要領の様式
- (8) 住民に伝達・周知する事項

## 4 国民保護事案の類型及び特徴

- (1) 想定する事態の検討
- (2) 事態の特徴

## 5 日田市の避難実施要領パターン

- (1) 事態別避難パターン作成の考え方
- (2) 日田市で作成する避難実施要領パターン

### ア パターン1

「ゲリラ・特殊部隊による攻撃」

### イ パターン2

「弾道ミサイル」

## 別紙 避難実施要領の様式

## I はじめに

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村は、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。

そして、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定、以下「基本指針」という。）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで今回、避難実施要領について確認するとともに、国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領パターン」を作成するものである。

## 2 避難実施要領パターンとは

### (1) 避難実施要領とは

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長は直ちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識の下で避難を円滑に行えるようするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は、住民に伝達されることとなる。

### (2) 避難実施要領のパターンとは

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員等の配置等様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することになってしまう。

そこで、国が作成した基本指針では、市町村は関係機関（教育委員会などの当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に複数の「避難実施要領パターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

ここに示す避難実施要領のパターンは、「日田市国民保護計画」第2編第2章2において、あらかじめ複数の避難実施要領モデルを作成することとされていることに基づくものである。

現実の国民保護事案の態様は、事案の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であるが、「避難実施要領パターン」を平素から作成することによって、避難実施要領の記載内容や手順について一定の相場観やノウハウを培うことを目的としたものである。

### (3) 避難実施要領に関する法的根拠

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第102号）

（市町村の実施する国民の保護のための措置）

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次の掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

（避難実施要領）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村その他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長、警察署長等及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）（抜粋）

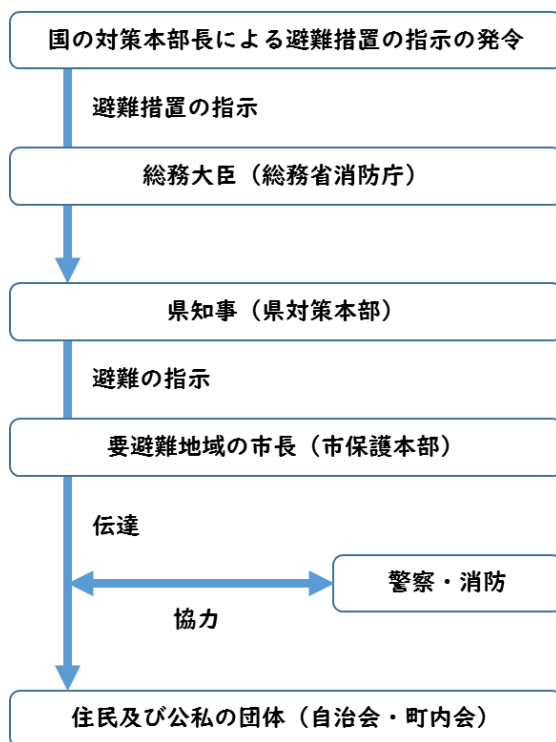
- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、都道府県、都道府県警察、海上保安庁、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。
- 市町村は、当該市町村の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。

### 3 避難実施要領について

#### (1) 避難の指示の伝達

- ① 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に迅速に伝達する。

#### 《避難の指示の流れ》



#### (2) 避難実施要領の策定の流れ

- ① 避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう、平素に避難実施要領のパターンを作成しておく。
- ② 市長は、県知事から避難の指示を受けた場合は、指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ③ 策定に当たっては、各執行機関、県、警察、消防、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
- ④ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）法第61条第2項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他の実施に関し必要な事項

### (3) 避難実施要領に記載する項目

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合においては、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 緊急連絡先

### (4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

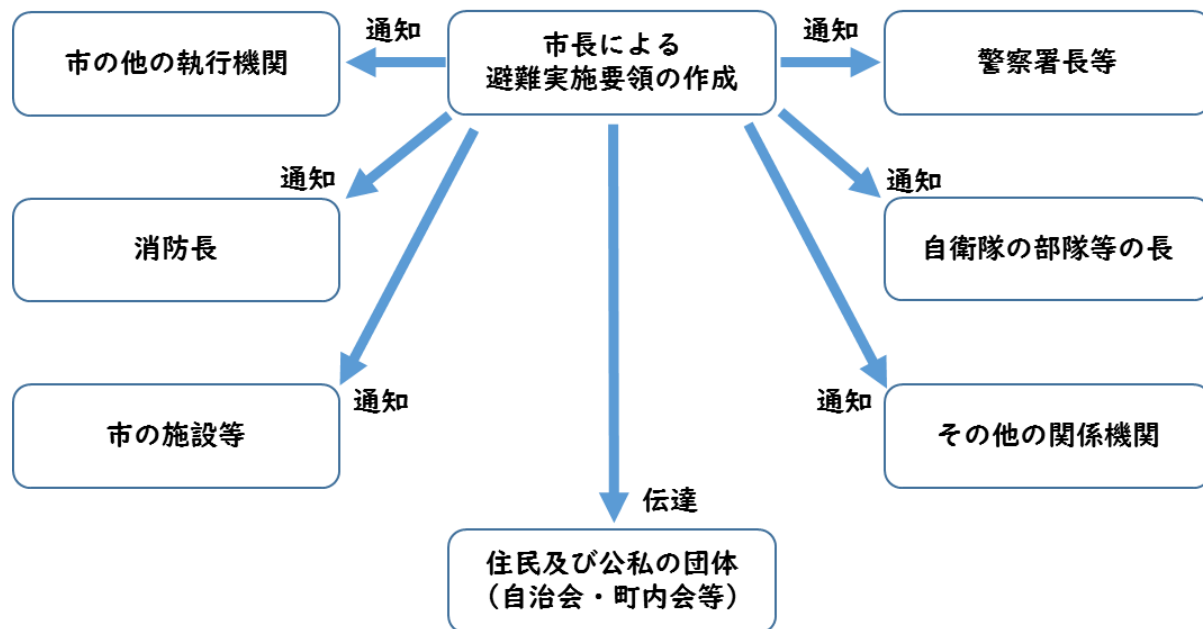
避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災状況の分析)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による輸送) )
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 避難支援プランの作成
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊等の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領の策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、その他の関係機関に通知する。さらに、市長は報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。





## (6) 避難形態

国民保護事案が発生した場合または発生の予兆が見られる場合、市は国や県からの指示の下、住民を避難誘導することとなる。

市が避難を実施するにあたり考えておくべきことを避難の形態ごとに分類すると、①屋内避難（自宅にとどまる場合を含む。）、②市域内の避難、③市域外への避難（県外への避難を含む。）の3形態が考えられる。また、一時的には屋内避難を行い、その後市域内や市域外に避難する場合も考えられる。さらには同じ事案の中で、一部地域に屋内避難を、別の地域には市域内避難を求めるような場合もあり得る。

住民の避難に関する措置を実施する際には、これらの避難形態に加えて、事態、地域、避難される住民、時期等の特性を考慮して避難の具体的な方法を検討する必要がある。

### ① 屋内避難

外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に時間的に余裕がない場合や、一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。

#### 自宅にいる場合

自宅にいる場合は外出しないでとどまる。

#### 外出している場合

外出している場合は、速やかに屋内に避難する。身近なコンクリート造り等の堅牢な施設、建築物の地下階等に避難する。

### ② 市域内避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は危険な場合等に用いる避難の形態である。

### ③ 市域外避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が市域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。

市は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県または市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。

## (7) 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた書式はなく、事態に応じて必要事項を記載すればよいものであるため、柔軟な対応が可能であるが、予め、必要と思われる項目を用意しておき、事案によって不明または不必要な部分は空欄として残し、不足については追加するという手法が迅速な作成に有効であると考えられる。

一定の基礎情報や考慮事項等について記載し、一覧性を持たせたものとして「屋内避難」と「市域内避難・市域外避難」の様式例を巻末に示す。

(8) 住民に伝達・周知する事項

住民に伝達・周知する事項は、次のとおり。

- ア 携行品は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品に限定し、円滑な行動に支障をきたさないようにしてください。
- イ 避難は、行政区等の単位で行われるので、連絡体制を十分に取っておいてください。
- ウ 外出する際には、必ず家族に行先や連絡先を告げ、所在が分かるようにしてください。
- エ 屋内避難の際には、.時間外出が制限され、物流も止まる恐れがあることから食料及び日用品などを備蓄しておいてください。
- オ 今後は、テレビやラジオ等の情報に注意してください。

## 4 国民保護事案の類型及び特徴

### (1) 想定する事態の検討

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」そのものではなく、あくまでも事前に事態を想定して、その対応を用意するものである。

このため、パターン作成にあたってはどのような事態が起こるのか、それに対して国、県からどの程度具体的な指示が来るのか等を検討して想定事例とすることが最初に行うべき作業であり、現実的で合理的な想定を設定することは極めて重要である。

国民保護事案として想定される事態は多種多様であり、どのような事態が想定されるかは、地理的特性や施設等により異なるものであるが、想定する事態としては、まず武力攻撃事態の4類型や緊急対処事態の4類型が考えられる。

### (2) 事態の特徴

基本指針においては、武力攻撃事態は、①着上陸侵攻、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃の4つの類型が想定されている。

緊急対処事態については、①原子力事業所等の破壊や石油コンビナートの爆破等、②ターミナル駅や列車の爆破等、③炭疽菌やサリンの大量散布等、④航空機による自爆テロ等が例と想定されている。

住民の避難移管措置を実施する際には、事態の特徴を考慮しながら避難方法を検討することが重要である。

区分	特徴	
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。</li> <li>・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。</li> <li>・航空機による場合は、空港に近い地域が攻撃目標となりやすい。船舶が接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標とされやすい。</li> </ul>
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することが想定される。</li> <li>・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul>
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で着弾地域を特定することが極めて困難であり、さらに、極めて短時間での着弾が予想される。</li> <li>・弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定することが困難であり、弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なる。</li> </ul>
	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難である。</li> <li>・都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることが想定される。</li> <li>・攻撃の意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul>

区分	特徴	
	危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所等やダムの破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵地等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。</li> <li>・建物、ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。</li> </ul>
	大規模集客施設・大量輸送機関への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。</li> <li>・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障をきたすおそれがある。</li> </ul>
緊急対処事態	大量殺傷物質等による攻撃	
	放射性物質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。</li> <li>・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。</li> <li>・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。</li> </ul>
	生物剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</li> <li>・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</li> <li>・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。</li> </ul>
	化学剤による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</li> <li>・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類により異なる。</li> </ul>

## 5 日田市の避難実施要領のパターン

### (1) 事態別避難実施パターンの考え方

日田市では、武力攻撃事態及び緊急対処事態ごとに、事態の特性を踏まえて避難実施要領パターンの作成の有無を次のとおりとする。

武力攻撃事態	作成	作成しない理由
着上陸侵攻	×	着上陸侵攻に伴う避難は、県の区域を超える場合もあり、県と国の調整による部分大きい。また、国の総合的な方針をもって対応することが必要であるため、平素から避難を想定した具体的なパターンは定めない。 基本的に、侵攻の兆候、事態があった場合は、県の計画に基づき、県と緊密な連携を保持して行動する。
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	○	
弾道ミサイル	○	
航空攻撃	×	地理的に当市が内陸に存在し、敵国の大規模着上陸侵攻の前提となる航空攻撃は、当初の段階は可能性として低いため。また、着上陸侵攻後における内部侵攻に伴う航空攻撃の対処については、県の計画に基づき、県と緊密な連携を保持して行動する。

緊急対処事態	作成	作成しない理由
危険物質を有する施設への攻撃	×	武力攻撃事態のゲリラ・特殊部隊による攻撃によるパターンに準ずる。
大規模集客施設への攻撃	×	当市に当該施設がないため。
大量殺傷物質における攻撃 (放射性物質等)	×	テロ行為と同様の攻撃方法であり、武力攻撃事態のゲリラ・特殊部隊による攻撃の避難実施パターンに準ずる。
大量殺傷物質における攻撃 (化学剤)	×	
大量殺傷物質における攻撃 (ダーティボム)	×	

### (2) 日田市で作成する避難実施要領パターン

市が作成する避難実施要領の想定パターンは、上記の○印のとおりである。

武力攻撃事態及び緊急対処事態については、攻撃パターンや規模、発生場所・時間等により大きく変わることが考えられる。

以下、避難実施要領パターンの一例として作成する。

武力攻撃事態の類型：ゲリラ・特殊部隊による攻撃

避難の形態：市域内避難、市域外避難

## 1 想定

- (1) 外国の武装集団が武器及び爆発物を所持し、パトリア日田に人質を取り立てこもっている。
- (2) 武装集団は、日本で逮捕された同胞の開放が目的であり、明日までに要求が認められない場合は、パトリア日田と人質もろとも爆破すると宣言している。
- (3) 爆破により影響を受けることが予想される地域の住民を避難させるもの。

## 2 クロノロジー（参考）

時系列	状況	対応等
○月○日 10:00	外国の武装集団が武器及び爆発物を所持し、パトリア日田に人質を取り立てこもった。	
10:30	武装集団が犯行声明によると、同胞の解放が目的であり、明日正午までに要求が認められない場合は、人質とともにパトリア日田を爆破すると宣言	市の対応：①防災関係機関等から情報収集 ②県及び国へ事態を報告
10:40		国が緊急対処事態として認定した。
11:10	国から県に対する避難措置の指示	指示概要 ①要避難地域は、パトリア日田から半径300m圏内 ②迅速な住民の避難特に要配慮者への配慮 ③管理体制の確立（情報収集、報告）
11:30	県から市に対する避難措置の指示	指示概要 ①要避難地域 三本松1丁目、中央1丁目、淡窓町本庄町、元町、田島本町、本町、亀山町圏内の学校、医療施設等 ②避難施設 要避難地域外の指定避難所 ③要配慮者等（入院患者を含む。） 要避難地域外の医療機関へ搬送（日田中央病院、原病院の入院患者） ④避難経路 市内幹線道路を使用 ⑤避難手段 徒歩及び公共交通機関の支援を受ける。
12:30	市内全ての公共交通機関の運行を停止	①避難実施要領の策定完了 ②防災行政無線、防災ラジオ等により速やかな住民への伝達 ③誘導班の派遣 ④住民の避難開始
13:00		残留者への避難の呼びかけ
18:00	避難情報の継続	①住民の避難完了 ②県への報告 ③残留者の確認

○ 様式に基づいた避難実施要領

避難実施要領

日田市長  
現在

年 月 日 :

1 大分県からの避難の指示の内容

指示内容：別添のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年〇月〇日 10:00
発生場所	パトリア日田
実行の主体	外国の武装集団
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 外国の武装集団が武器及び爆発物を所持し、人質をとってパトリア日田に立てこもっている。</li> <li>② 犯行から30分後に武将集団から犯行声明が発表された。</li> <li>③ 武装集団の目的は、日本で逮捕された同胞の開放であり、要求が認められない場合は、パトリア日田を爆破すると宣言している。</li> <li>④ 政府は、武力攻撃事態に認定し、県及び日田市を対策本部設置の自治体に指定した。</li> </ul>
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 武装集団の要求が認められない場合、人質もろとも爆破する可能性が高く、また武器も装備しており不用意な発砲に備えるため付近の住民を避難させる必要がある。</li> <li>② 所持した爆発物の性能などから、半径300m以内は被害が及ぶと予想される。</li> </ul>
気象の状況	天候： 晴れ 気温： 21℃ 風向： 南西 風速 3 m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	パトリア日田を中心とし、半径300mの自治会、学校、医療施設等（クロノロジー参照）
避難先と避難誘導の方針	避難先 要避難地域外の指定避難所及び医療機関 避難誘導の方針 防災行政無線、防災ラジオ、エリアメール、広報車から呼びかけ
避難開始日時	〇月〇日 12:30
避難完了予定日時	〇月〇日 18:00

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警 察：要避難地域内の交通規制 消 防：消防警戒区域を設定し、消防車の待機と巡回による警戒 自衛隊：爆破物処理隊の要請及び爆破に備えた編組 交通機関：要配慮者輸送準備の連絡調整及び全線運行停止
連絡調整先	日田市国民保護対策本部

### 3 事態等の特性で留意すべき事項

- ①事態の特性：武装集団は、要求期限が翌日の正午と明確であるが、武装集団が変化等を察知した場合、不用意な発砲又は爆破を実行する可能性がある。
- ②地域の特性：パトリア日田周辺は、一般住宅、マンションなどの生活地域であるとともに、店舗など商業施設も立地している。また、医療施設及び小学校も存在している。
- ③時期の特性：●冬季の場合  
日没が早いうえ避難者は避難のための準備（防寒着等）に時間を要する。さらに、避難所の採暖の処置など様々な準備物・時間が必要になってくる。その他、路面の凍結に伴う転倒による受傷の手当ての必要性も考慮事項である。
- 夏季の場合  
日没まで時間的な余裕はあるものの、天候の急変による降雨が考えられるため、避難した際の衣類の乾燥及び採暖等の処置が必要である。また、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理も重要な考慮事項である。

### 4 避難者数（単位：人）

地名	三本松1丁目	中央1丁目	淡窓町	本庄町	合計
避難者数（計）	731	720	791	252	2,494
うち要支援者数	0	0	0	0	0
うち外国人等の数	(3)	(4)	(8)	(3)	(18)
地名	元町	田島本町	本町	亀山町	合計
避難者数（計）	237	372	425	914	1,948
うち要支援者数	0	0	0	0	0
うち外国人等の数	(1)	(3)	(0)	(9)	(13)
地名	咸宜小学校	藤蔭高校	日田中央病院	原病院	合計
避難者数（計）	522	400			922
うち要支援者数					
うち外国人等の数					

※避難住民の数字は、自治会別人口統計表、日田市立小・中学校児童数及びHPによる。  
 ※医療機関のスタッフ数及び入院患者数は、状況によるため記載していない。



## 5 避難施設

避難先地名	桂林地区	田島地区	日隈地区	高瀬地区
避難施設名	桂林小学校 79 中央公民館 210 桂林公民館 32	東部中学校 155 東中武道場 44 日田高校 395 総合体育館 411 サンヒルズ 100	日隈小学校 79 日隈公民館 31 三隈中学校 141 三隈中武道場 46	南部中学校 105 南中武道場 46 高瀬小学校 65 高瀬公民館 33
所在地	-	-	-	-
収容可能人数(人)	321	1,105	297	249
連絡先(電話番号)	-	-	-	-
連絡担当者	※日田市国民保護対策本部			
その他留意事項	※駐車場について(車両で避難してきた場合) ・学校施設は、グラウンドとする。 ・公民館は駐車禁止とする。			
避難先地名	若宮三芳地区	光岡地区	朝日地区	三和地区
避難施設名	若宮小学校 74 若宮公民館 33 三芳公民館 32 三芳小学校 70	日田林工 223 光岡小学校 78 光岡公民館 30 三隈高校 199 浄化センター 9 昭和学園 217	朝日小学校 74 朝日公民館 29	三和小学校 73 三花公民館 30 北部中学校 108 北中武道場 50
所在地	-	-	-	-
収容可能人数(人)	209	756	103	261
連絡先(電話番号)	-	-	-	-
連絡担当者	※日田市国民保護対策本部			
その他留意事項	※駐車場について(車両で避難してきた場合) ・学校施設は、グラウンドとする。 ・公民館は駐車禁止とする。			
避難先地名	五和地区	三花地区	小野地区	西有田地区
避難施設名	石井小学校 62 五和公民館 32	花月コミセン 17 伏木多目的 15 戸山中学校 143 戸山中剣道場 48	小野小学校 73 小野公民館 25	西有田公民館 35 日田支援学校 81
所在地	-	-	-	-
収容可能人数(人)	94	223	98	116
連絡先(電話番号)	-	-	-	-
連絡担当者	※日田市国民保護対策本部			
その他留意事項	※駐車場について(車両で避難してきた場合) ・学校施設は、グラウンドとする。 ・公民館は駐車禁止とする。			

避難先地名	東有田地区	夜明大鶴地区	大山地区	天瀬地区
避難施設名	有田小学校 68 東有田中学校 108 有中武道場 9 東有田公民館 30 羽田多目的 78 月出山多目的 51	大明小中学校 111 大明中武道場 50 大鶴公民館 39 夜明公民館 50	旧鎌手小学校 72 旧都築小学校 66 旧大山中体育館 242 松原児童館 6 南部コミセン 3 西峰コミセン 14 老松コミセン 17 都築コミセン 21 北部コミセン 13 大山文化センター 167 大山小中学校111	台小学校 76 丸山コミセン 21 桜竹小学校 77 出口コミセン 23 いつま小学校 76 東溪中学校 135 五馬中学校 100 天瀬総合福祉セン ター 23 天瀬公民館 60 B & G 177 五馬分館 30
所在地	-	-	-	-
収容可能人数(人)	344	250	732	798
連絡先(電話番号)	-	-	-	-
連絡担当者	※日田市国民保護対策本部			
その他留意事項	※駐車場について(車両で避難してきた場合) ・学校施設は、グラウンドとする。 ・公民館は駐車禁止とする。			
避難先地名				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話番号)				
連絡担当者				
その他留意事項				
避難先地名				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話番号)				
連絡担当者				
その他留意事項				

## 6 避難手段

輸送手段	—鉄道—・バス—船舶—・徒歩・その他（タクシー）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-
	台数	当初、バス5台、タクシー10台 調整により増台する。
	輸送可能人数	最大30名予定
	連絡先	-
輸送力配分の考え方	バスを定期的に巡回運用し、住民の避難を容易にする。	
その他輸送手段	要配慮者	タクシーを優先的に手配し、運用する。
	その他 （入院患者等）	タクシーを優先的に運用するとともに、救急車手配の調整を行う。必要により、市役所車両も補足的に運用する。

## 7 避難経路

避難に使用する経路	市内幹線道路	
交通規制	実施者の確認	日田警察署
	実施者の内訳	所要人員（詳細は、警察内の協議による。）
	規制場所	市中道路を規制 （詳細は、警察内の協議による。）
警備体制	実施者の確認	日田警察署
	実施者の内訳	所要人員（詳細は、警察内の協議による。）
	警備場所	規制を行う場所において並行して警備を行う。

## 8 避難誘導方法

### 8-1 避難（輸送）方法

地区		要避難対象地域			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	三本松1丁目 731	中央1丁目 720	淡窓町 791	本庄町 252
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	一時集合場所	商業施設 駐車場	遊戯施設 駐車場	咸宜小学校	本庄町西交差点から南に延びる道路
	集合時間	15:00	15:00	15:00	15:00
	誘導責任者等	市職員、自治会役員又は防災士等			
避難施設への避難方法	輸送手段	徒歩	バス	バス	バス
	避難経路（主経路等）	国道386号	国道386号 ～ 国道212号	幹線道路	国道386号 ～ 幹線道路
	避難先	光岡地区 731 (残25)	光岡地区 25 日隈地区 297 高瀬地区 249 若宮三芳地区 149 (残60)	若宮三芳地区 60 朝日地区 103 三和地区 261 西有田地区 116 三花地区 223 五和地区 94 (残66)	五和地区 66 小野地区 98 東有田地区 88 (残256)
	避難開始日	○月○日			
	避難完了予定日時	○月○日18:00			
	誘導責任者	配置市職員			
	要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	日田中央病院・原病院		
要配慮者への支援事項		要配慮者の区分に応じた対応を実施			
避難手段		タクシーを優先的に運用し、救急車手配の調整を行う。必要により、市役所車両も補足的に運用する。			
避難経路		市内幹線道路を優先的に使用する。			
避難先		圏外の医療機関等（詳細は、対策本部が調整）			
避難開始日時		○月○日15:00			
避難完了予定日時		○月○日（翌日8:00）			

地区		要避難対象地域			
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	元町 237	田島本町 372	本町 425	亀山町 914
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	一時集合場所	商業施設 駐車場	日田駅北側 駐車場	商業施設 駐車場	庄手通り
	集合時間	15:00	15:00	15:00	15:00
	誘導責任者等	市職員、自治会役員又は防災士等			
避難施設への避難方法	輸送手段	バス	徒歩	バス	バス
	避難経路	幹線道路	-	国道212号	国道210号 国道386号
	避難先	東有田地区 237 (残19)	田島地区 372 (残733)	大山地区 425 (残307)	天瀬地区 798 夜明大鶴地区 116 (残116)
	避難開始日	○月○日			
	避難完了予定日時	○月○日18:00			
	誘導責任者	配置市職員			
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	-			
	要配慮者への支援事項	-			
	避難手段	-			
	避難経路	-			
	避難先	-			
	避難開始日時	-			
	避難完了予定日時	-			

地区		要避難対象地域			
一時集合場所 への避難方法	誘導の実施単位	咸宜小学校 522	藤蔭高校 400	-	-
	輸送手段	徒歩	徒歩	-	-
	避難先	小学校運動場 (体育館)	校舎前広場	-	-
	集合時間	15:00	15:00	-	-
	誘導責任者等	市職員、教師等		-	-
避難施設への 避難方法	輸送手段	徒歩	徒歩	-	-
	避難経路	-	-	-	-
	避難先	田島地区 522 (残211)	田島地区 211 桂林地区 189 (残132)	-	-
	避難開始日	○月○日		-	-
	避難完了予定日時	○月○日18:00		-	-
	誘導責任者	配置市職員		-	-
要支援者等の 避難方法	誘導の実施単位	-			
	要配慮者への支援事項	-			
	避難手段	-			
	避難経路	-			
	避難先	-			
	避難開始日時	-			
	避難完了予定日時	-			

## 8-2 職員の配置方法

配置場所	<p>① 避難所 本庁職員及び振興局職員をもって指定避難所に配置する。職員が不足し、配置できない避難所については、別途指示する。（自主防災組織等を活用する。）</p> <p>② 交通規制 市内の主要な国道及び市道などの幹線道路との交差点に警察官を配置（別紙地図参照）</p>
人数	<p>① 各指定避難所に市職員1名（配置後、避難者の状況により職員の増加を検討する。）</p> <p>② 警察署の計画による。（配置予定交差点に1名基準）</p>
現地調整所	各避難所に巡回連絡員を派遣し、連絡調整等を実施

## 8-3 残留者の確認方法

確認者	市職員、消防吏員、消防団、警察官
時期	避難情報発令時から避難完了後1時間までを目途とする。
場所	要避難地域（半径300m範囲内を優先する。）
方法	<p>① 広報車等による呼びかけ</p> <p>② 避難者及び地元消防団からの聞き取り</p> <p>③ 玄関チャイムへの無応答は避難済の判断</p>
措置	避難の説得（併せて避難しない理由の確認）
終了予定日時	避難情報発令日18:00

## 8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法

食事時期	2日目から各避難所で提供開始（予定）
食事場所	各指定避難所
提供する食事の種類	協定先と調整（当初は、市備蓄より提供を準備）
実施担当部署	統括部が統制し、福祉対策部と商工対策部が連携して実施

## 8-5 追加情報の伝達方法

<p>武装集団による立てこもりの状況及び国・県の情報を適宜に公開するため、市長の記者会見など、あらゆる手段を講じて避難住民、関係機関に対して共有を図る。</p>
--

## 9 避難時の留意事項（主に住民）

自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品・パスポート及び運転免許証などの顔写真付きの身分を証明するものと最小限の着替え、日用品、常備薬（お薬手帳を含む。）並びに非常持出袋等を携行する。 さらに、避難する際は、近所に声かけを行って相互に助け合いながら避難する。
	事態の特性	武装集団による挑発的な発砲などを鑑み、早期の避難が重要になる。
	時期の特性	夏季・冬季の特性を考慮した避難（準備）の実施
	一時集合場所での対応	自治会長（又は班長）については、避難者数、避難しない人数及び仕事に従事している不在者を努めて明確にする。

## 10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）

- ① 職員等は、冷静沈着・毅然たる態度（行動）をもって対応する。
- ② 防災服（腕章、ビブス等）による立場・役割を明確にして避難住民に対して理解・協力を求めること。
- ③ 情報の提供は、本部からの情報に基づいて提供し、現場の混乱を未然に防止する。自分の判断による曖昧な情報提供は絶対にしないこと。

## 11 情報伝達

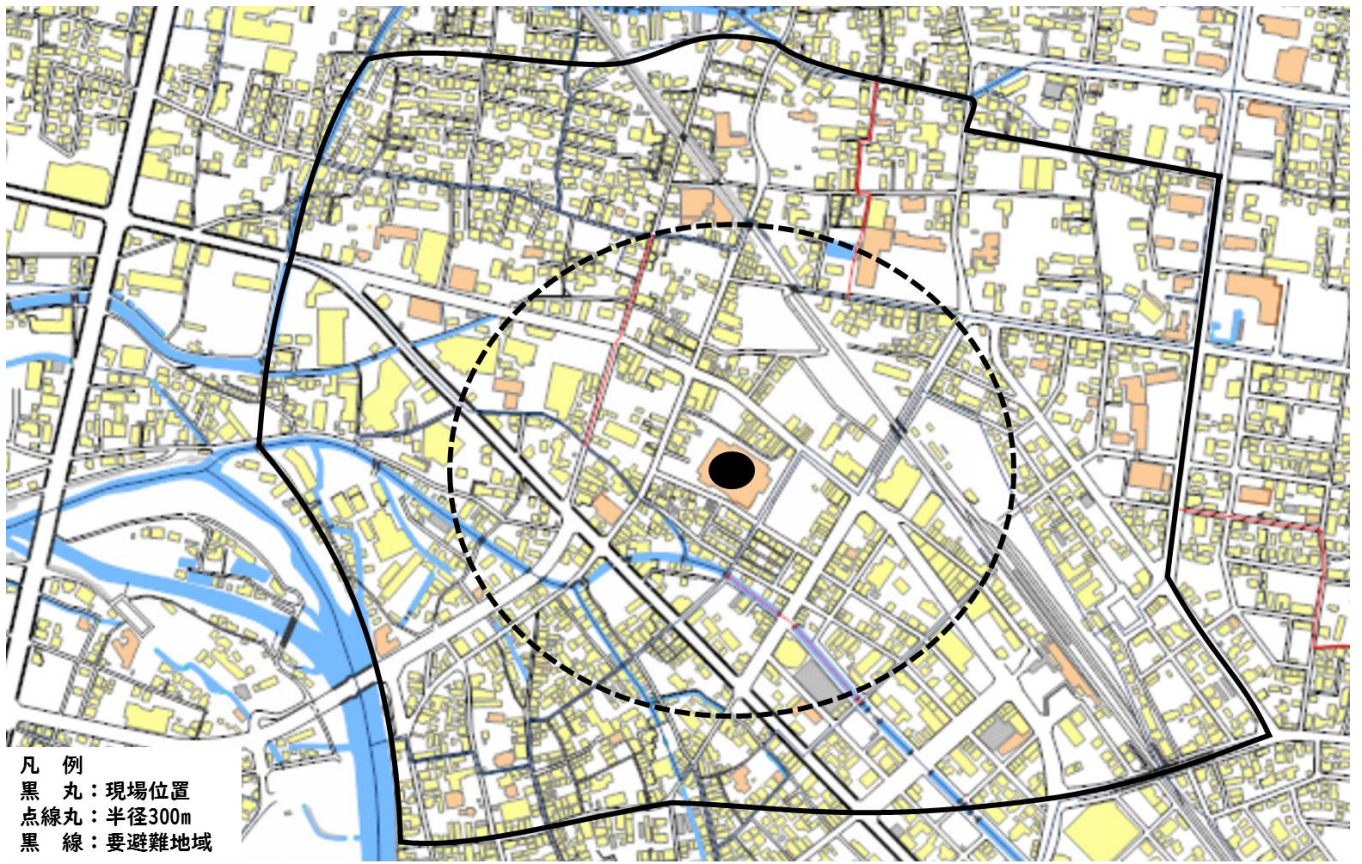
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、防災ラジオ及び巡回広報車両並びに地元消防団などによる伝達を行う。さらにエリアメール等のSNSを活用した伝達も行う。
避難実施要領の伝達先	① 要避難地域の住民 ② 関係機関 ③ 市職員（特に配置される職員）
職員間の連絡手段	公用携帯（あらゆる通信手段を活用し、連絡・報告を行う。）

## 12 緊急時の連絡先

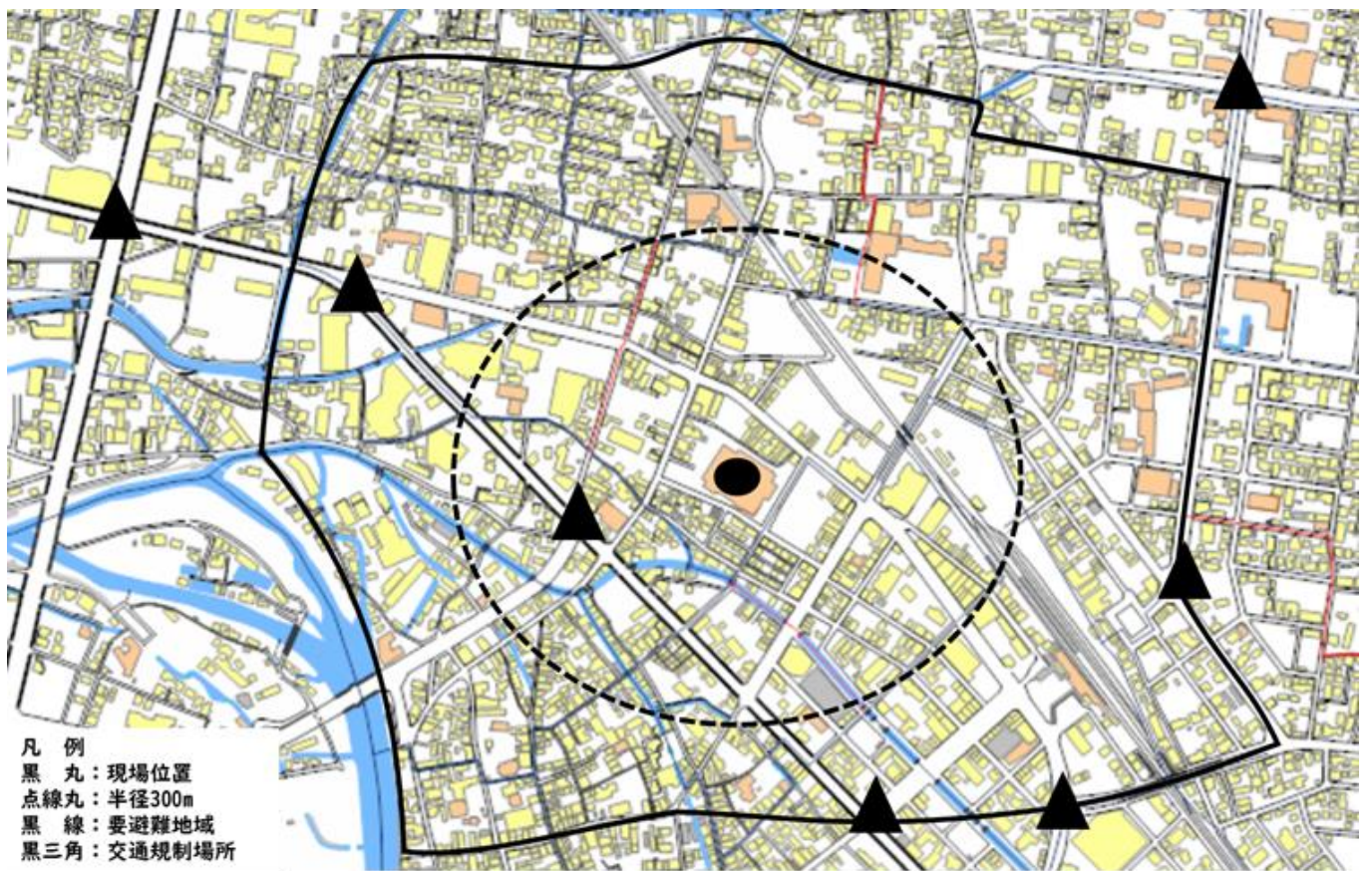
日田市国民保護対策本部	電話： - FAX： - e-mail： -
-------------	------------------------------



# 要避難地域



# 交通規制場所





武力攻撃事態の類型：弾道ミサイル

避難の形態：屋内避難

## 1 想定

- (1) 日本国周辺のA国において弾道ミサイルの発射の兆候があることが判明したもの。
- (2) A国は、近年軍事力強化を国策の主軸としており、今年に入ってから数十回の発射実験を繰り返している。ミサイル発射実験での飛翔方向は、主として東日本方向であり、そのほとんどが日本海のEEZ（排他的経済水域）外（又は内）への着弾が観測されている。しかしながら、日本国土の上空を超飛し、太平洋への着弾も観測されている状況である。
- (3) 近年は、ロフテッド軌道による宇宙空間を経由して目標へ着弾させる技術を開発している。
- (4) 日田市全域において屋内避難の措置をとる。

## 2 クロノロジー（参考）

時系列	状況	対応等
○月○日 10:00	A国において弾道ミサイル発射の兆候があるが判明	国対策本部長が警報の発令を決定
10:02		全国瞬時警報システム（J-ALERT）等により警報を通知
		防災行政無線、防災ラジオ及びエリアメールにより警報を伝達
10:10	国から県に対する避難措置の指示	指示概要 ①要避難地域は、大分県西部地方の市町村 ②速やかな堅牢な建物、地下施設等への避難 ③管理体制の確立（情報収集、報告）
10:12	県から市に対する避難措置の指示	指示概要 ①要避難地域 日田市全域 ②避難要領 屋内にいる場合は、地階、建物の中心部など安全な場所へ避難 屋外にいる場合は、近傍の地下施設、堅牢な建物内への避難 ③警報の発令に関する情報に注意すること。
10:15	A国から弾道ミサイルの発射（着弾地域不明）	全国瞬時警報システム（J-ALERT）等に通知 国→総務大臣→知事→市長
	避難指示の継続	①市として避難実施要領の策定 ②県への報告 ③落下物（部品等）の情報収集
10:22	A国から発射された弾道ミサイルは、大分県上空を通過する見込み	全国瞬時警報システム（J-ALERT）等に通知 国→総務大臣→知事→市長

## 避難実施要領

日田市長

年 月 日 :

現在

## 1 大分県からの避難の指示の内容

指示内容：別添のとおり

## 2 事態の状況、関係機関の措置

## 2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年〇月〇日 10:00
発生場所(予想)	九州北部地域
実行の主体	A国
事案の概要と被害状況	① A国において弾道ミサイル発射の兆候がある。 ② 発射された場合、迅速な対応が求められる。 ③ 警報を発令し、避難措置の指示(屋内避難)を行う。 ④ 被害は発生していない。
今後の予測・影響と措置	① 現在は、兆候のみであるが、発射の予測が困難である。 ② 発射された場合、短時間で着弾する可能性があることから早期に避難措置(屋内避難)を周知することが重要である。 ③ 日田市に着弾した場合は、被害を確認・報告できないと考えられる。また、隣接する県、市町に着弾した場合は、避難者及び応援職員の受け入れ等市民などに対する影響が考えられるため、速やかに堅牢な建物等に避難を促すとともに、隣接する県、市町に着弾した場合は、避難者等の円滑な受け入れができるよう体制を確立させておくことが重要である。
気象の状況	天候：晴れ 気温：21℃ 風向：南西 風速 3 m/s

## 2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	日田市全域
避難先と避難誘導の方針	屋内の場合：窓から離れる。建物の中心部又は地階への避難 屋外の場合：近傍の堅牢な建物、地下道への避難 避難の誘導：防災行政無線、防災ラジオ、エリアメールの発信
避難開始日時	〇月〇日10:30
避難完了予定日時	速やか(沈静化後の避難完了については、別途指示する。)

## 2-3 関係機関の措置等

措置の概要	警 察：巡回パトロールにより避難の呼びかけを実施 消 防：火災対処班の編組と待機 自衛隊：武力攻撃災害派遣を編組
連絡調整先	日田市国民保護対策本部

### 3 事態等の特性で留意すべき事項

- ① 弾道ミサイルの着弾地域の予測は困難であることと、ミサイルの着弾又は部品の落下及び燃料等の飛散などが考えられるので不要な外出は避けること。
- ② 着弾音などの爆発音などを聞いた又は確認した場合は、速やかに警察、消防及び市へ通報するよう住民へ周知する。
- ③ NBC弾頭の恐れがある場合は、近づかないこと。エアコン、扇風機などは使用を止めて窓の目張り等を行い外気を遮断する。

#### 【屋内にいる場合】

- ① 建物の中央部又は地階への避難
- ② 公共交通機関を利用中の場合は、警報発令と同時に緊急停車を要請し、近傍の堅牢な建物又は地下道へ避難
- ③ 車両運転中は、道路外の場所もしくは道路の左側へ沿って停止し、緊急車両の妨げにならないよう配慮するとともに、近傍の堅牢な建物等へ避難

#### 【屋外にいる場合】

- ① 近傍の堅牢な建物（窓付近は避ける。）への避難
- ② 攻撃が沈静化した場合、周囲の状況を確認しつつ、より頑丈な建物への避難

### 4 避難者数（単位：人） ※市が開設した場合

地名	-	-	合計
避難者数（計）	-	-	-
うち要配慮者数	-	-	-
うち外国人等の数	-	-	-

※避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳、要支援者名簿等を参考にした算出数

### 5 避難施設 ※市が開設した場合

避難先地名	-		
避難施設名	-	-	-
所在地	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-
連絡先（電話番号）	-	-	-
連絡担当者	-	-	-
その他留意事項	-	-	-

**6 避難手段** ※日田市国民保護対策本部の決定による。

輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（タクシー）	
輸送手段の詳細	種類（車種等）	バスまたはタクシー
	台数	-
	輸送可能人数	-
	連絡先	-
輸送力配分の考え方	調整した輸送車両の増台分をもって、振興局管内へ住民を分散輸送する。 その際、要配慮者（要支援者を含む）については、タクシーを優先的に運用させる。	
その他輸送手段	要配慮者	タクシーを優先的に手配
	その他（入院患者等）	消防の救急車の手配の調整を実施するとともに、市役所車両も補足的に運用する。

**7 避難経路** ※警察等との調整による。

避難に使用する経路	市内幹線道路を使用	
交通規制	実施者の確認	日田警察署
	実施者の内訳	所要人員（詳細は、警察内の協議による。）
	規制場所	市中道路を規制 （詳細は、警察内の協議による。）
警備体制	実施者の確認	日田警察署
	実施者の内訳	所要人員（詳細は、警察内の協議による。）
	警備場所	規制を行う場所において並行して警備を行う。

**8 避難誘導方法 ※日田市国民保護対策本部の決定による。**

**8-1 避難（輸送）方法**

地区		-
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-
	輸送手段	-
	避難先	-
	集合時間	-
	誘導責任者等	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	-
	輸送手段	-
	避難経路	-
	避難先	-
	避難開始日	-
	避難完了予定日時	-
	誘導責任者	-
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	-
	要配慮者への支援事項	-
	避難手段	-
	避難経路	-
	避難先	-
	避難開始日時	-
	避難完了予定日時	-

**8-2 職員の配置方法 ※日田市国民保護対策本部の決定による。**

配置場所	-
人数	-
現地調整所	-

**8-3 残留者の確認方法 ※日田市国民保護対策本部会議の決定による。**

確認者	-
時期	-
場所	-
方法	-
措置	-
終了予定日時	-

<b>8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法</b> ※日田市国民保護対策本部会議の決定による。	
食事時期	-
食事場所	-
提供する食事の種類	-
実施担当部署	-

<b>8-5 追加情報の伝達方法</b>
防災行政無線、防災ラジオ、エリアメール等により伝達する。

<b>9 避難時の留意事項（主に住民）</b>		
自宅から避難する場合の留意事項	基本事項	避難時は、金銭・貴重品・パスポート及び運転免許証などの顔写真付きの身分を証明するものと最小限の着替え、日用品、常備薬（お薬手帳を含む。）並びに非常持出袋等を携行する。 さらに、避難する際は、近所に声かけを行って相互に助け合いながら避難する。
	事態の特性	次弾の発射に備えて更に堅牢な建物への迅速な避難が重要である。
	時期の特性	夏季・冬季の特性を考慮した避難（準備）の実施
	一時集合場所での対応	自治会長（又は班長）については、避難者数、避難しない人数及び仕事に従事している不在者を努めて明確にする。

<b>10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）</b> ※市が開設した場合	
①	職員等は、冷静沈着・毅然たる態度（行動）をもって対応する。
②	防災服（腕章、ビブス等）による立場・役割を明確にして避難住民に対して理解・協力を求めること。
③	情報の提供は、本部からの情報に基づいて提供し、現場の混乱を未然に防止する。自分の判断による曖昧な情報提供は絶対にしないこと。

<b>11 情報伝達</b>	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、防災ラジオ及び巡回広報車両並びに地元消防団などによる伝達を行う。さらにエリアメール等のSNSを活用した伝達も行う。
避難実施要領の伝達先	① 要避難地域の住民 ② 関係機関 ③ 市職員（特に配置される職員）
職員間の連絡手段	公用携帯（振興局は、固定電話も活用）

<b>12 緊急時の連絡先</b>	
日田市国民保護対策本部	電話： - FAX： - e-mail： -

## 避難実施要領の様式



# 避難実施要領

日田市長  
現在

年 月 日 :

## 1 大分県からの避難の指示の内容

--	--

## 2 事態の状況、関係機関の措置

### 2-1 事態の状況

発生時期	
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： _____ 気温： _____ 風向： _____ 風速 _____ m/s

### 2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	

### 2-3 関係機関の措置等

措置の概要	
連絡調整先	

## 3 事態等の特性で留意すべき事項

--	--

#### 4 避難者数（単位：人）

地名				合計
避難者数（計）				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				
地名				合計
避難者数（計）				
うち要配慮者数				
うち外国人等の数				

※避難住民の数は、要避難地域における住民基本台帳・要支援者名簿等を参考にした算出数

#### 5 避難施設

避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話番号）				
連絡担当者				
その他留意事項				

#### 6 避難手段

輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（要配慮者用の車）		
輸送手段の詳細	種類（車種等）		
	台数		
	輸送可能人数		
	連絡先		
輸送力配分の考え方			
その他輸送手段	要配慮者		
	その他 （入院患者等）		

## 7 避難経路

### 避難に使用する経路

#### 交通規制

実施者の確認

実施者の内訳

規制場所

#### 警備体制

実施者の確認

実施者の内訳

警備場所

## 8 避難誘導方法

### 8-1 避難（輸送）方法

#### 地区

#### 一時集合場所 への避難方法

誘導の実施単位

輸送手段

避難先

集合時間

誘導責任者等

#### 避難施設への 避難方法

誘導の実施単位

輸送手段

避難経路

避難先

避難開始日

避難完了予定日時

誘導責任者

#### 要支援者等の 避難方法

誘導の実施単位

要支援者への支援事項

避難手段

避難経路

避難先

避難開始日時

避難完了予定日時

## 8 避難誘導方法

### 8-1 避難（輸送）方法

#### 地区

一時集合場所 への避難方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難先	
	集合時間	
	誘導責任者等	

避難施設への 避難方法	誘導の実施単位	
	輸送手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日	
	避難完了予定日時	
	誘導責任者	

要支援者等の 避難方法	誘導の実施単位	
	要支援者への支援事項	
	避難手段	
	避難経路	
	避難先	
	避難開始日時	
	避難完了予定日時	

### 8-2 職員の配置方法

配置場所	
人数	
現地調整所	

**8-3 残留者の確認方法**

確認者			
時期			
場所			
方法			
措置			
終了予定日時			

**8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法**

食事時期			
食事場所			
提供する食事の種類			
実施担当部署			

**8-5 追加情報の伝達方法**

--

**9 避難時の留意事項（主に住民）**

自宅から 避難する 場合の留 意事項	基本事項	
	事態の特性	
	時期の特性	
	一時集合場 所での対応	

**10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）**

**10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）**

**11 情報伝達**

避難実施要領の住民への  
伝達方法

避難実施要領の伝達先

職員間の連絡手段

**12 緊急時の連絡先**

日田市国民保護対策本部

電 話：

F A X：

e-mail：

**日田市国民保護計画  
避難実施要領のパターン 第1版**

**発行 日田市防災・危機管理課**